

日本福祉大学通信教育課程試験規程

(趣旨)

第1条 本規程は日本福祉大学通信教育課程に関する規則第27条に基づき試験に関する必要な事項を定めるものとする。

(試験の種類と方法)

第2条 試験の種類はネットワーク利用試験、筆記試験、レポート試験並びにその他の方法により行うものとする。

2 印刷教材等による授業科目、メディアを利用して行う授業科目、及び印刷教材等による授業とメディアを利用して行う授業を併用して行う科目の試験は原則としてネットワーク利用試験とする。面接授業科目の試験は筆記試験、レポート試験並びにその他の方法により行うものとする。

(試験の発表)

第3条 試験方法、期日等は予め発表する。但し、面接授業科目については授業の中で直接担当教員により指示することもある。

(ネットワーク利用試験の方法)

第4条 ネットワーク利用試験の方法は次の通りとする。

- (1) 年4回実施する。学生はそのうち最大2回まで受験することができる。
- (2) ネットワーク利用試験は学生各自のパソコンを使用しインターネットを通じて行う。
- (3) 試験時間は原則として1科目60分とし、試験時間帯は10時から21時とする。
- (4) 受験に際しては、予め指定された受験申込期間までにネットワーク上の添削課題を全て合格した科目でなければ受験できない。受験申込は指定された受験申込期間に行う。
- (5) 試験開始後途中で受験を終了する場合も解答は必ず提出しなければならない。
- (6) その他受験にあたっては本学の指示に従わなくてはならない。

(筆記試験の方法)

第5条 筆記試験の方法は次の通りとする。

- (1) 試験時間は原則として1科目60分とする。
- (2) 受験に際しては学生証を机上に提示しなければならない。学生証を携帯していない場合は、受験許可証をもって代えることができる。
- (3) 試験開始後30分を経過した後は試験室への入室は認めない。また、試験開始後30分以内は退出を認めない。中途退室する場合も解答は必ず提出しなければならない。

(4) その他受験にあたっては監督者の指示に従わなくてはならない。

（試験の特別配慮）

第6条 身体障害等の受験者の個別の事情により、試験時間、解答方法について特別の配慮を行うことができるものとする。

（レポート試験の方法）

第7条 レポート試験の方法は次の通りとする。

- (1) レポートには大学指定の表紙を付けなければならない。又は予め大学が指定する形式で作成しなければならない。
- (2) レポート提出は、特別の指示がない限り、指定した期日、場所に提出しなければならない。レポート提出をネットワーク上で行う場合もある。

（受験資格）

第8条 次の各事項に該当する場合は、その科目の受験資格がないものとする。

- (1) 印刷教材等による授業科目、印刷教材等による授業とメディアを利用して行う授業を併用して行う科目で所定の添削課題を全て合格していない科目
- (2) メディアを利用して行う授業科目で講義を全て視聴していない科目
- (3) 履修登録をしていない科目
- (4) 学費を納めていない者の全科目
- (5) 不正行為により処分を受けた者の受験又は履修が無効となる期間に該当する科目

（評価の対象からの除外）

第9条 学籍番号、氏名等の記入がない場合は評価の対象から除外する。

（不正行為）

第10条 試験において不正行為を行った場合は不正行為の内容に応じて、当該科目を無効、当該試験期間の全ての受験科目を無効、又は当該年度の全ての履修科目を無効とすることがある。

（筆記試験・レポート試験の追試験）

第11条 筆記試験・レポート試験の当日に次の事由により受験できなかった場合は、審査のうえ当該科目の追試験の受験を認める。追試験の日時・方法等は、別途指定する。

面接授業科目の追試験事由

事由	証明書
災害等	被災証明書
事故等	事故証明書
本人の病気・けが	医師の診断書（安静を要する旨明記されたもの）あるいは入院証明書
葬儀（第2親等以内もしくは本人が喪主の場合）	会葬御礼等、死亡診断書

合) 死亡の日から7日以内	
---------------	--

- 2 追試験受験希望者は、当該科目の試験終了後所定期間内に証明書を添えて願い出なければならない。
- 3 レポート試験の追試験は、出願手続期間に、願書を添えてレポートを提出することとする。

（ネットワーク利用試験の再受験について）

第12条 ネットワーク利用試験当日に受験できなかった、あるいは受験したが不合格の場合は、次回以降、再受験を認める。但し年度内の最終回の試験が初めての申込の場合は原則として再受験は認めない。

（ネットワーク試験の追試験について）

第13条 前条の再受験および年度内の最終回の試験が初めての申込で次の事由により受験できなかった場合は、審査の上、当該科目の追試験の受験を認める。追試験の日時・方法等は、別途指定する。

印刷教材等による授業科目、メディアを利用して行う授業科目、及び印刷教材等による授業とメディアを利用して行う授業を併用して行う科目の追試験事由

事由	証明書
災害等	被災証明書
事故等	事故証明書
本人の病気・けが	医師の診断書（安静を要する旨明記されたもの）あるいは入院証明書
葬儀（第2親等以内もしくは本人が喪主の場合）死亡の日から7日以内	会葬御礼等、死亡診断書
ネットワーク回線故障	接続業者等による事故情報等照明となるもの
その他大学が認める事由	事由書（様式自由）

- 2 追試験受験希望者は、当該科目の試験終了後、所定の期間内に証明書を添えて願い出なければならない。

（規程の所管課室）

第14条 本規程の所管課室は、通信教育部事務室とする。

（規程の改廃）

第15条 本規程の改廃は、教授会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2001年4月1日より施行する。

- 2 この規程は、2002年4月1日より一部改正施行する。
- 3 この規程は、2004年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この規程は、2005年4月1日より一部改正施行する。
- 5 この規程は、2009年4月1日より一部改正施行する。
- 6 この規程は、2011年4月1日より一部改正施行する。
- 7 この規程は、2012年4月1日より一部改正施行する。
- 8 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 9 本規程は、2019年4月1日から改正施行する。